

IV 良質な個別サービスの実施(障害児施設:通園サービス)

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
A-1 子どもの尊重						
(1) 子どもの尊重						
1	1	○				「県発達障害者支援センター」によるコンサルテーションを月1回実施し、コミュニケーション手段の支援方法の向上に取り組んでおり、子どもの個別性に合ったコミュニケーション手段を確保するための工夫がなされている。
2	2	○				子どものペースに合わせながら、その子の主体性を育てていくための支援を心がけている。また、保護者による保護者会が開催され、施設長との協議がなされている。
3	3	○				個別性を尊重し、それぞれの個性に合わせて本人のできる力を引き出すよう支援している。声かけ、見守りの姿勢が保たれるよう職員間での協議の場を定期的に設定し、話し合いをしている。
4	4		○			「個別支援計画」に子ども一人ひとりの発達を支援するための目標や方法が明示されているが、エンパワメント理念に基づいたプログラムという点で十分でない判断した。
(2) 子どもの権利擁護						
5	1		○			児童虐待についての研修を実施しているが、虐待を発見した場合の対応について徹底・実践等が十分でない判断した。
(3) 保護者との連携・交流						
6	1	○				個人面談、保護者懇談会、クラス懇談会、クラス便りなどを通して、保護者との連携、交流が積極的に行われている。
(4) 生活環境づくり						
7	1	○				明るく清潔で、配慮された空調管理、季節に応じた壁面構成や室内の空間づくりに工夫がみられる。また、遊戯室は開放的で、床暖房設備があり、快適で子どもが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいる。
A-2 日常生活支援						
(1) 食事						
8	1	○				「個別支援計画」に基づき子どもの発達状態や身体状態に応じた食事サービスが用意され提供されている。
9	2	○				嗜好調査、試食会等から食事箋の作成が行われ、子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理が工夫されている。
10	3	○				食器は冷めにくく温かみのある材質のものを使用し、盛り付けや色どり・季節感を工夫した献立で、担任やクラスのみならず一緒にゆっくり食事を楽しむことができる。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
(2) 排泄						
11	1	排泄介助は子どもの障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	○			「個別支援計画」に基づき、個人的事情や発達状況に配慮した排泄介助が行われ、トイレチェック表に排泄の記録をしている。
12	2	トイレ環境に配慮している。		○		清掃は毎日行い、汚れにもそのつど対応しているので清潔感は保たれている。身体状況に応じた設備や補助具等の配備がなされているが、設備的に安全面やプライバシーへの配慮ができていない部分がある。
(3) 衣服						
13	1	衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	○			着替えは常時用意し、汚れた時には子どものところを傷つけないよう速やかに対応している。
(4) 健康管理						
14	1	日常の健康管理は適切である。	○			視診、体温チェック、保護者からの連絡表などで毎日の健康状態を把握している。定期的な健康診査を実施し、結果は保護者に伝える。「健康管理票」が整備され、日常の健康管理が適切に行われている。
15	2	必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	○			「てんかん発作対応マニュアル」など健康面に変調があった場合の対応の手順が徹底・実践されている。また、地域内に協力的な医療機関を複数確保し、日常的な連携が図られている。
16	3	内服薬・外用薬等の扱いは確実にされている。		-	○	園内での服薬は保護者からの「薬連絡表」に基づき適正になされているが、薬物使用に過誤があった場合の「対応マニュアル」が整備されていない。
A-3 自立支援						
(1) 療育の実施						
17	1	子どもの発達段階に応じた適切な療育を実施している。	○			「個別支援計画」に基づき集団保育や個別訓練を実施し、個々の発達段階に応じた活動での支援・訓練・指導が行われている。日常的な医療ニーズについては医師の指示のもと看護師が対応するなど適切に療育が実施されている。
(2) 就学の支援						
18	1	子どもの就学について支援を行っている。	○			子どもの就学については、保護者の意向を尊重している。また、学校、医療機関、児童相談所等関係機関と連携を図り就学に向けた支援を行っている。